

8月に

国民健康保険の被保険者の皆さんへ

国民健康保険証が 更新されます

問合せ／国保年金課 保険給付担当 ☎55-2751 FAX51-2521



8月に富士市国民健康保険証を 更新します

富士市国民健康保険の被保険者がいる世帯には、7月末日までに新しい保険証（「**つす紫色**」・最長有効期限／令和7年7月31日）を郵送します。現在使用している「**黄色**」の国民健康保険証の有効期限は、令和6年7月31日です。有効期限まで廃棄せずにお持ちください。

富士市国民健康保険の被保険者の人には、毎年8月1日に保険証の一斉更新を実施してきましたが、今年の8月1日が最後の一斉更新となります。

「黄色」の古い保険証は…

有効期限（令和6年7月31日）を過ぎると使用できません。細かく裁断するなど、個人情報情報の取り扱いに注意し、ご自身で処分をしてください。
健康保険証とマイナンバーカードが一体化した「マイナ保険証」へ移行します

医療機関や薬局などにかかるときは、マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）による資格確認を原則とすることが決まりました。

これにより、現行の健康保険証制

度は令和6年12月2日に廃止されます（12月2日以降は保険証の発行ができなくなります）。

12月2日以降も、発行済みの健康保険証は有効期限まで使用できます。12月2日以降に転居や世帯主変更などの異動が生じた場合は、国民健康保険証は失効となります。

健康保険証廃止後に「マイナ保険証」を保有していないと…

マイナ保険証を保有していない人も必要な保険診療が受けられるように、左の①②に該当する人には、健康保険証に代わる「資格確認書」を市から交付する予定です。交付時期や方法については、決まり次第お知らせします。

①富士市国民健康保険被保険者で、マイナンバーカードを保有していない人

②富士市国民健康保険被保険者で、マイナンバーカードを保有しているが、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録をしていない人

「マイナ保険証」を使うメリット

- 紙の保険証よりも、保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。
- 過去のお薬情報や、健康診断の結果をインターネット「マイナポータル」で見られるようになるため、身体の状態やほかの病気を推測し

て治療に役立てることが出来ます。また、お薬の情報からお薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

・限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度で定められた限度額を超える支払が免除されます（国民健康保険税の支払いの状況により、利用ができない場合があります）。

「マイナ保険証」の 利用登録方法

マイナンバーカードを保険証として利用するための手続をしていない人は、次の2つを行ってください。

①マイナンバーカードを作る
作る方法は、3つあります。

- ・パソコン・スマートフォンなどでオンライン申請
- ・郵便による申請
- ・まちなかの証明写真機から申請

②マイナンバーカードを保険証として利用登録する
登録の方法は、3つあります。

- ・医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で登録
- ・「マイナポータル」から登録
- ・セブン銀行ATMで登録



▲マイナポータルはこちら

